

【すこやか歳時記】 師走の候



この一年も感染症や自然災害で
非常時の対応が頻発する年に…。
変化に対応できる働き方改革を。

昨年に引き続き2年越しで、コロナ禍による非常時の年になった今年も、早や師走です。医療崩壊が深刻化した時期に比べて感染者数は減り、「収束」に向かっている感がありますが、けっして「終息」したわけではありません。乾燥する寒冷期は感染症が広がりやすくなるシーズンです。年末年始の会食や外出時など、あらためて気を緩めずに新型コロナ対策をはじめ、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症にもご注意ください。

また、今年も各地で自然災害があり、頻発する豪雨被害なども収束に向かう気配さえ感じられません。非常時を常に想定しておくことが求められる時代に、仕事を継続させるためにも、変化に対応できる働き方改革を来年もぜひ。

年末調整に必要な資料

年末調整に必要な資料です。必要なものをダウンロードしてお使いください。

確認フロー図



申告書（フロー図より）



ひとり親・寡婦控除
対象確認表



12/29（水）～1/3（月）まで当事務所は
冬季休業とさせていただきます。

日々是好日カレンダー

12月 DECEMBER	
1 水	師走・春待月・年積月・年満月 ・食品・添加物等の一斉取締（～28日） ・世界エイズデー・いのちの日
2 木	・奴隷制度廃止国際デー ・日本人宇宙飛行記念日・原子炉の日
3 金	・障害者週間（～9日）・妻の日 ・カレンダーの日・みかんの日
4 土	・人権週間（～10日） ・血清療法の日・E.T.の日
5 日	・国際ボランティアデー ・バミュダトライアングルの日
6 月	・音の日・姉の日 ・シンフォニー記念日
7 火	・大雪・国際民間航空デー ・クリスマスツリーの日
8 水	・事納め・針供養 ・太平洋戦争開戦記念日・レノンズデー
9 木	・国際腐敗防止デー ・障害者の日
10 金	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11 土	・国際山岳デー・ユニセフ創立記念日 ・胃腸の日・百円玉記念日
12 日	・児童福祉法公布記念日・漢字の日 ・バッテリーの日
13 月	・正月事始め・すす払い ・ビタミンの日・美容室の日
14 火	・南極の日 ・討ち入りの日
15 水	・年末年始の食品等一斉取締り（～1/14） ・年賀郵便特別扱い開始日
16 木	・電話創業の日 ・紙の記念日
17 金	・飛行機の日
18 土	・国際移民デー・国連加盟記念日 ・東京駅完成記念日
19 日	・国際南南協力デー ・日本人初飛行の日
20 月	・人間の連帯国際デー ・道路交通法施行記念日・ブリの日
21 火	・クロスワードの日・回文の日 ・バスケットボールの日
22 水	・冬至・ゆず湯・改正民法公布記念日 ・労働組合法制定記念日
23 木	・東京タワー完工記念日 ・テレホンカードの日
24 金	・クリスマスイブ
25 土	・クリスマス・昭和改元の日 ・スケートの日
26 日	・ボクシングデー ・プロ野球誕生の日
27 月	・浅草仲見世記念日 ・ピーターパンの日
28 火	・官公庁御用納め・身体検査の日 ・シネマトグラフの日
29 水	・冬季休業日・シャンソンの日 ・清水トンネル貫通記念日
30 木	・冬季休業日 社会保険料納付期限
31 金	・冬季休業日 ・大晦日・大はらい・除夜

《今月の特集①》業務委託契約の留意点

業務委託契約をめぐるトラブルでは、しばしば「労働者性の有無」が重要な争点となります。企業側が気をつけるべきポイントを整理します。



業務委託契約とは

業務委託契約とは「何らかの業務を外部の企業や個人に頼むときに締結する契約」を指しますが、その多くは民法に定める典型契約のうち「業務委託契約」「請負契約」に該当するといわれています。雇用契約・業務委託契約と請負契約とは以下の表のような違いがあります。

雇用契約	業務委託契約 (法律行為ではない 準委任契約)	請負契約
①実態として使用者の指揮命令下で使用される。 ②賃金は毎月1回以上、定期日に支払われる。 ③解雇は、客観的に合理的理由と社会通念上の相当性が求められる。	①委託業務に善管注意義務を負う。 ②業務の遂行自体に報酬が一定期間毎に支払われる。 ③双方がいつでも契約解除できるが、相手方に不利な時期に契約解除した場合は相手方に損害賠償しなければならない [例] クリーニング業の配送業務、システム機器のメンテナンス業務、日常の事務処理業務	①仕事の完成義務と契約不適合責任を負う。 ②仕事の完成に対して報酬が支払われる。 ③請負業務が完成しない間は、注文者はいつでも損害を賠償して契約解除できる。 [例] システム開発、物品の製造・加工、建築工事下請

業務委託契約や請負契約の個人事業主が、実態が従業員と判定された場合には、「偽装請負の認定」として1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となり発注者・請負者共に罰せられます(職業安定法第64条)。また「社会保険料の追徴」「源泉所得税の追徴」

「消費税の追徴」などのリスクがあるため雇用契約か請負契約かを明確にし、それに応じた管理の適正化を図ることが必要です。



業務委託個人事業主のチェック事項例

- (1) 個人事業主の開業届を税務署に提出しているか。
- (2) 業務委託契約書があるか
- (3) 発注書・請求書があるか。
- (4) 発注者の管理者・従業員から作業進行の速度・順序・方法等の直接指示されていないか。
- (5) 賞与や一部給与・手当が支給されていないか。
- (6) 社会保険・雇用保険等に加入していないか。
- (7) 健康診断費用を会社が負担していないか。
- (8) 忘年会費を会社が負担していないか。
- (9) 個人事業主の確定申告はしているか。
- (10) 業務受託者が労働保険の特別加入できる場合には、一人親方(大工、左官)として、特別加入して労災リスクを無くしているか。
- 請負契約の場合は、下記のチェックも必要です。
- (11) 出退勤の管理、勤務時間管理がなされていないか。時間給が報酬のベースとなっていないか。
- (12) 車両・工具・材料等が支給されていないか。

また免税事業者(法人・個人にかかわらず基準期間の課税売上が1000万円以下の事業者)が、令和3年(2021年)10月1日から令和5年(2023年)3月31日までに消費税のインボイス制度(適格請求書保存方式)の適格請求書発行事業者の登録をしなかった場合、令和5年(2023年)10月1日後は、その取引先との取引については、仕入・外注費の増加及び消費税の仕入控除をすることができません。(経過措置あります)

ご質問等ございましたら各担当までご相談ください。

《今月の特集②》副業についての実態と注意点

新型コロナウィルスの影響で、在宅ワーク浸透による通勤時間の削減、労働時間の短縮、収入の減少などがみられ、それをきっかけとして副業・兼業を始める方も見受けられます。

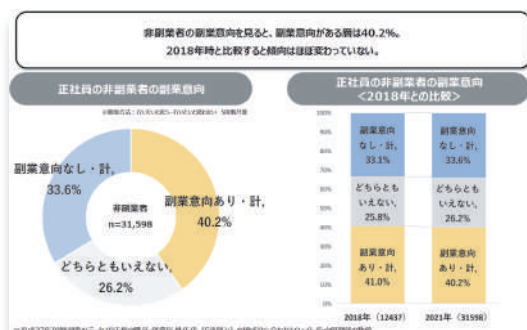
そこで今回は副業に関する実態と会社が注意すべきことについてまとめました。

副業の実態

2020年7月に厚生労働省が行った調査によると、実際に副業をしている割合は全体で9.7%（10人に1人）、副業をする理由は「収入を増やしたいから」が56.6%と最も高く、収入減による経済的な理由が上位を占めるのはうなずけるところですが、「時間のゆとりがあるから」「自分で活躍できる場を広げたいから」などの収入以外の理由も上位にきています。



そして現在副業をしていない方の「副業を行いたいかどうか」という意向に関しては、4割の方が「行いたい」と考えているのです。



会社は従業員の副業を禁止できるのか？

まずは会社のルールブック＝就業規則に定めがあるかどうかは重要ですが、定めがあれば禁止できるというわけでもありません。そもそも勤務時間外に何をしようと個人の自由なのです。では、どういう場合に禁止(制限)することが可能なのでしょうか？厚生労働省の資料によると、以下の場合に限定されています。



- ① 労務提供上の支障がある場合
 - ② 企業秘密が漏洩する場合
 - ③ 企業の名誉・信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合
 - ④ 競業により企業の利益を害する場合
- 過去の判例でも副業での「就労時間の長さ」「頻度」「内容」などを見て総合的に判断しているようです。

自社の副業状況を把握することが大事

そうはいつても、労働者の健康状態の管理・把握・配慮も会社の義務となっていますし、休日などには日頃の疲労を回復・リフレッシュして、本業の勤務時間中には100%の状態でもバリバリ頑張りたいものですね。

完全禁止は難しいとはいえ、「知らなかった」とならないためには、自社の実態の把握が重要になってくるのではないのでしょうか。禁止、禁止と頑なに言うだけでは、逆に従業員が隠れて副業を行う可能性も出てきますので、一人ひとりと定期的な面談行ったり、アンケートをとったり、日々コミュニケーションをとることで情報収集をするのも効果的です。

まずは就業規則の内容確認や、従業員の実態の把握から始めてみてはいかがでしょうか。

どんな方法で行えばいいのか？などは遠慮なく各担当者へご相談ください。

企業型 DC(401k 確定拠出年金)のご案内

「企業型」の確定拠出年金をご存知ですか？



確定拠出年金には 3つの「税制優遇」があります

掛金積立	運用	受給
- 所得税が非課税 - 住民税が非課税 - 社会保険料が対象外	運用益非課税	- 一時金は退職所得控除扱い - 年金は公的年金控除の対象

※掛金・運用益ともに 60 歳（拠出開始時期により異なる）までは引き出しできない！

通常の貯蓄・投資と比べて
有利に老後の資金を確保

さらに詳しい説明が必要な場合は、各担当者までご連絡ください。

Quiz&Present クイズ&プレゼント

今月の特集でご紹介をした、従業員の副業について。どのような場合に副業・兼業を禁止（制限）することが可能でしょうか？以下から選んでください。

- (A) 自社の仕事のみに専念をして欲しい場合
- (B) 企業秘密が漏洩する可能性がある場合
- (C) 人手が足りない場合

☆クイズにお答えいただいた方の中から
抽選で QUO カードをプレゼント！



- ▶応募方法：下記メールアドレスに、
 - ①クイズの答えもしくは番号
 - ②応募者氏名・会社名(店名)・電話番号を明記のうえ、メールでご応募ください。

▶応募締切：2021年12月31日

※賞品発送をもって当選発表とさせていただきます。

応募メールアドレス：mail@fukuokaroumu.com

事務所案内

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

労務ジャパン株式会社
福岡中央労務管理事務所

〒810-0031
福岡市中央区谷2-14-8
TEL 092-734-2300 FAX 092-734-2301
地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩5分



すこやか労務月報

[12月版]
No.55

冷えると、増える！？ それは…？

冬になって冷えると、増える問題があります。それは…インフルエンザやノロウイルスなどの感染症です。もちろん新型コロナにも要注意です。さらに冷えると増えるのは、それだけではありません。暖房のきいた部屋から寒い浴室やトイレに行って、急な温度変化によって起こる「ヒートショック」にも注意が必要です。血圧が高めの人には特に冷えによる血圧上昇にも気を付けてください。

また、冷えて道路が凍結すると車のスリップ事故も増え、歩行時や作業時の転倒・転落事故も多くなります。事前の事故対策を徹底して、車の運転も作業中も安全第一で。そして、冷えるときは空気が乾燥する中で暖房機器を使うことから火災も増加します。冷えると増える数々にご用心を。

凍結注意

スリップ注意

路面凍結注意



12月の
注意ポイント

その①

感染症対策や冷えによる体調変化に注意！！

その②

凍結時のスリップ事故や転倒などの対策を！！

その③

火の用心を徹底して消火器などの点検を！！